

福山市民病院医療費連帯保証人代行保証業務 仕様書

第1 業務名

福山市民病院医療費連帯保証人代行保証業務

第2 業務場所

福山市民病院及び当院が指定する場所

第3 保証期間

2026年（令和8年）4月1日から2031年（令和13年）3月31日（5年間）

第4 用語の定義

本仕様書で使用する用語の意義は、別途定義するほか、以下のとおりとする。

用語	定義
対象患者	① 保証期間内に入院を開始する患者のうち、入院申込書において受注者を連帯保証人とする保証契約へ申し込む意思表示をした者 ② 保証期間内の入院申込書未記入者のうち、死亡退院した者 ③ ①のうち、入院中に歯科外来等を受診した者のいずれかに該当する患者をいう。 なお、公的医療保険加入／未加入及び国籍のいかんを問わないものとする。
代位弁済	入院費及び入院中の歯科外来費を滞納した対象患者に代わり、連帯保証人代行保証の契約を締結する受注者が一括で弁済することをいう。 なお、代位弁済された入院費及び入院中の歯科外来費については、民法第442条及び459条の規定に基づき、代位弁済者が本来の債務者である対象患者に支払った金額の返還を求めることができる。（求償権の発動）

第5 業務内容

- 本業務の受注者は、入院費及び入院中の歯科外来費について、連帯保証人を引き受けるものとする。
発注者から入院費及び入院中の歯科外来費の請求を受けて3か月以内に納付を行わない対象患者について、その入院費及び入院中の歯科外来費を発注者からの請求に基づき、第6に定める保証範囲内で代位弁済するものとする。
- 当院の概要は以下のとおりである。
 - 病床数
506床
 - 入院患者数（2024年度）
延べ 148,994人（1日平均 408人）
 - 未収発生から3か月後末日の未収残高（2024年10月診療分～2025年3月診療分）
入院費：5,845千円

第6 保証範囲

- 1 保証対象者 第4に定める対象患者（ただし、反社会的勢力に該当するものは除く。）
- 2 保証発生期間 入院日から退院日までの1入院、1入院中の歯科外来
- 3 保証債務上限額 ①入院費：1請求につき100万円（同月に2回以上入院する場合には、その入院毎に100万円とする）
②入院中の歯科外来費等：1請求につき100万円（1入院中に2回以上外来診療を受ける場合にその診療毎に100万円とする）
- 4 保証内容 ①入院・入院中の歯科外来費用等における診療報酬の患者自己負担分
②入院費の実費負担分（室料差額代、付添寝具代、自費診療費等）
③診断書及び証明書等の発行料（文書代）
④その他の費用等（診察券発行代）
- 5 代位弁済限度額 1年あたり12,520,000円を基本とし、5年総額で62,600,000円とする。（ただし各年度間において、金額が増減する場合もある。）

第7 代位弁済する入院費及び入院中の歯科外来費

- 1 受注者が発注者に代位弁済する入院費及び入院中の歯科外来費は以下のとおりである。
 - (1) 発注者が請求及び督促を講じたにもかかわらず、患者に請求した月の末日より3か月の期間内において、全部又は一部を支払わなかった対象患者の入院費及び入院中の歯科外来費等
 - (2) 死亡退院した対象患者の入院費及び入院中の歯科外来費

第8 業務の実施方法

第5、第6、第7で定めた事項について、次のとおり業務を実施するものとする。

- 1 発注者による請求・督促業務
 - (1) 発注者は、「診療費納入通知書兼振込依頼書」（以下「請求書」という。）により、入院費及び入院中の歯科外来費等を対象患者に請求する。
 - (2) 発注者は、地方自治法第240条第2項、地方自治法施行令第171条、福山市民病院条例第9条の2並びに福山市民病院条例施行規定第20条第3項に基づき、対象患者に請求した月の末日より約2か月間納付を行わない対象患者に対し、書面をもって督促を行う。督促は、原則として対象患者に請求した月から2か月経過した月の末日までに行うものとする。
- 2 受注者から発注者への代位弁済
 - (1) 発注者は、前項(2)の督促を受けてなお入院費及び入院中の歯科外来費の全部又は一部の納付を行わない対象患者について、対象患者に請求した月の末日より3か月の期間を経過後、第14の1の(8)に定める情報を受注者へ提供し、代位弁済を請求する。
 - (2) 受注者は、発注者より(1)のとおり請求を受けた日の属する月の翌月末日までに、入院費及び入院中の歯科外来費の代位弁済を完了させることとする。その送金手数料は受注者の負担とする。
 - (3) 送金先の口座は次のとおりとし、口座変更に係る費用については受注者の負担とする。

2026年度（令和8年度）	中国銀行 福山支店 福山市民病院事業管理者	普通預金 2551425
---------------	--------------------------	--------------

2027年度（令和9年度）	広島銀行 福山営業本部 福山市病院事業管理者	普通預金	3741444
2028年度（令和10年度）	中国銀行 福山支店 福山市病院事業管理者	普通預金	2551425
2029年度（令和11年度）	広島銀行 福山営業本部 福山市病院事業管理者	普通預金	3741444
2030年度（令和12年度）	中国銀行 福山支店 福山市病院事業管理者	普通預金	2551425
2031年度（令和13年度）	広島銀行 福山営業本部 福山市病院事業管理者	普通預金	3741444

(4) (1) に基づく代位弁済の請求後から (2) に掲げる指定の期日までに、代位弁済を請求した入院費及び入院中の歯科外来費の全部又は一部が対象患者から発注者に納付されたとき、発注者は受注者に対し、速やかに対象患者の氏名、受診日、金額を通知するものとする。当該通知を受けた受注者は、代位弁済の請求を受けた金額から当該通知を受けた金額を減額したものを、(2) に掲げる指定の期日までに送金するものとする。

3 受注者による代位弁済金の返済請求

受注者は、前項による代位弁済が完了後、次のことを遵守して対象患者へ代位弁済金の返済請求業務を行うこととする。

- (1) 代位弁済を完了した対象患者には、代位弁済が完了した旨を受注者が通知する。
- (2) 対象患者から担保・抵当等の提供を求めないものとする。
- (3) 対象患者が分割返済を求めた場合は、返済資力に応じて認めるものとする。
- (4) 対象患者に返済に係る利子等は請求しないものとする。
- (5) 対象患者には、適法かつ誠実に対応するものとし、対象患者が発注者ならびに受注者に対し不信感を抱かせ、信用を損なう事態につながらないよう努めるものとする。

4 報告業務

受注者は、発注者へ毎月末日までに次に掲げる事項の書類を提出するものとする。

- (1) 保証実績報告書（2の代位弁済がある場合は、件数を記載するほか、入院期間、対象患者の名前、受任日、代位弁済金額が記載された内訳書を添付すること。代位弁済がない場合は、0件と記載すること。）
- (2) 代位弁済の保証範囲外の入院患者が判明した場合の対象患者の氏名、受診日、金額、返還根拠

5 その他関連業務

その他、本業務に必要な業務については、発注者と受注者で協議を行い判断すること。

第9 業務体制

受注者は、本業務を円滑かつ確実に履行するために、業務責任者及び業務従事者をもって業務体制を組織しなければならない。

(1) 業務責任者

業務全般を掌握し、かつ調査を行い、指揮監督を行うこと。

(2) 業務従事者

業務責任者の指揮監督に従い、業務を実施すること。また、円滑かつ確実に実施可能である人員を配置すること。なお、業務責任者及び業務従事者との兼務は妨げない。

第10 受注者の遵守事項

- 1 受注者は契約にあたり、次に掲げる事項について、発注者へ届け出をしなければならない。変更が生じた場合も同様とする。
 - (1) 受注者の所在地、代表者名、電話番号
 - (2) 業務責任者報告書
 - (3) 業務実施計画書
 - (4) 個人情報管理責任者報告書
 - (5) 電子データの保存等に関する届出書
 - (6) その他発注者が必要と認める事項
- 2 業務に関する問合せや苦情等について、誠実に対応するものとする。

第11 保証期間の終了について

対象患者の入院費及び入院中の歯科外来費に関する代位弁済金の請求権は、保証期間終了後6ヶ月間は継続できる扱いとする。また、保証期間終了以降に対象患者から受注者へ問い合わせ等があった場合でも、受注者は適法かつ誠実に対応するものとする。

第12 保証範囲外の患者に対する報告

発注者より代位弁済請求をされた者が、第6に定める保証範囲外の患者であることが判明した場合は、発注者へ協議し、代位弁済ができない旨を報告すること。その場合は、第8に定める4の(1)の書類へ、対象患者の氏名、受診日、金額、請求不可理由を明記し報告すること。

第13 保証料の支払い等

- 1 受注者は、保証料に係る「請求書」を保証期間内の毎年4月10日までに発注者へ提出する。発注者は、内容の確認後、請求を受けた日の属する月の月末までに、契約時に定めた保証料の5分の1（端数等が生じた場合は初年度分に含める）を受注者の指定する口座へ支払うこととする。
- 2 本業務に要する費用は、全て受注者の負担とする。

第14 個人情報の保護

- 1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び次の事項を遵守すること。受注者、業務に従事している者又は従事していた者（以下「受注者等」という。）は、業務に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業務が終了した後又は解除された後においても、同様とする。
 - (1) 受注者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならない。
 - (2) 受注者は、従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の罰則規定を周知するとともに、個人情報の適正な管理が図られるよう、必要

かつ適切な監督を行わなければならない。

(3) 受注者等は、業務において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。

(4) 受注者等は、業務において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(5) 受注者は、業務が完了後6か月経過したときは、発注者が業務のために提供していた個人情報が記録された資料についても、発注者に返還しなければならない。

(6) 発注者は、受注者が本業務を行うための必要な情報を提供する。

(7) 本業務を行うために必要な情報として提供する個人情報は、発注者が把握している対象患者の住所、名前、電話番号、性別、生年月日、債務額、受診日とする。

(8) 個人情報を授受する際は、パスワードを付したうえで送付するものとする。

第15 その他

- 1 この仕様書に特に定めのない事項及び仕様書の解釈に疑義が生じたときは、その都度、発注者と受注者が協議して決定するものとする。